

公立こども園

一時預かり保育のしおり

令和7年4月

「一時預かり保育」とは、保育所等を利用していない家庭において、冠婚葬祭や疾病などの突発的な事情により家庭での保育が困難になった場合に、公立こども園で一時的に児童を保育するサービスです。

一時預かり保育を実施しているこども園

久場川みらいこども園 (TEL 887-4188)

天久みらいこども園 (TEL 867-9016)

宇栄原みらいこども園 (TEL 858-9233)

1. 利用できる児童と保育サービスの内容

市内に住所を有する生後6ヶ月から就学前の児童で、保育所等に通っていない、又は在籍していない児童で、家庭の事情等により次のサービスが受けられます。

私的保育サービス 各園おおむね**月2回程度**とします。

対象：保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感を解消するため保育を必要とする児童

受け入れ可能人数に空き枠がある場合は、ご相談に応じます。

緊急保育サービス **月15日**を限度とします。

対象：保護者の疾病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭等、その他社会的にやむを得ない事由により、緊急又は一時的に保育を必要とする児童。

非定型的保育サービス **週3回**を限度とし、最長3か月継続できます。

対象：保護者のパート就労、職業訓練、就学等により、家庭保育が困難となる児童。

※ 公立こども園3園での併用は可能ですが、合わせて週3回を限度とします。

2. 一時預かり保育の実施日及び時間



実施日	月曜日～金曜日（祝日は除く）
預かり時間	午前8時30分～午後5時

3. 一時預かり保育サービス事業の利用料金

※児童の年齢は、年毎の4月2日現在の年齢で計算されます。

利用時間	3才未満児	3才以上児	備考
8:30～13:00	900円	800円	食事の提供があります。
13:00～17:00	600円	500円	おやつの提供があります。
8:30～17:00	1,500円	1,300円	食事・おやつの提供があります。

※3歳から5歳児クラスの子ども、市民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもは無償化の対象となる場合があります。

詳しくはこどもみらい課（TEL861-6903）までお問い合わせください。

※必要書類については、裏面をご確認下さい。

※利用の決定については、園長がおこないます。ご希望に添えない場合もありますのでご了承下さい。